

提言５．住民意識・活動の小さな芽を見逃さず応援しよう

いくら行政がイニシアティブをとっても、地域生活者にその意識がなければそのまちづくりは成功しない。行政としては、上述のようなコミュニティの形成施策や住民意識の向上施策を講ずること（種まき）が必要なのは言うまでもないが、「意識」をもった（芽が吹き出ている）地区を重点的に応援することが必要。このため、定常的な住民等との対話を通じ、常に各地区の地域生活者やコミュニティの問題意識などを把握し、意識の高い地区においては地域生活者とともにまちづくりを育んでいく取り組みが必要であるとともに、「広く薄く」ではなく、「芽の出ている」地区を選択的に支援するといった方法論の確立とそれにかかる市民のコンセンサスを形成することが求められる。

また、NPOなどのまちづくり組織についても、その育成に向けて意識、意欲の高い組織を選択的かつ集中的に支援していく取り組みが求められる。

提言６．持続的な取り組みに努めよう

まちづくりの調査を行い、計画を策定し、当該計画に基づきインフラ整備など行政の講ずべき施策を実施すれば行政の役割が完了、というわけではない。ともすると飽きっぽい地域生活者による自立的なまちづくり活動が安定軌道に乗り、真の意味での地域の活性化が図られて初めてインフラ整備等の事業効果が十全に発揮されることを踏まえ、一定の基盤整備が図られた後こそ「まちづくり」が本格化するという認識のもと、行政から住民やコミュニティに対し、「まちづくり活動支援」などのツールを動員しつつ、根気と「まめさ」をもって持続的に働きかける取り組みも求められる。

また、住民の自立的なまちづくり活動を促すためには、行政と住民とのいたずらな対立を避け、公民協働の枠組みを構築することが重要であり、その意味において、計画策定の早期の段階からの住民参画とまちづくりの実践における協働に努める必要がある。

【例．名古屋市築地地区における公民協働のまちづくり】

提言７．各種の施策をそれぞれがまちづくりの要素としての意識をもって進めよう

「まちづくり」行政は、広義に言えば、インフラ整備やまちづくり活動支援だけではなく、商業振興施策、福祉施策、景観誘導施策なども包含される総合行政である。計画策定の段階では、中心市街地活性化計画など、総合的な取り組みについて強く意識されるケースも見られるが、具体化の段階では、一部に街路整備と歴史的街並み景観の形成の連携などの取り組みが見られるものの、担当部局が全く異なることもあり必ずしも十分な連携が図られておらず、むしろそれぞれの個別施策の遂行が最終目的化し、各個に独立して実施

されている場合も見受けられる。「元気なまちづくり」を進めるにあたっては、それぞれの施策の実施に際し、それぞれの施策が「まちづくりの一要素」とあるとの認識に立って、各種施策の動向を常に把握するなどまちづくり全体の動きを強く意識して進める必要がある。さらには、より総合的なまちづくり行政を進めることのできるよう、広義の「まちづくり」そのものを所掌する組織の設置など組織体制の充実も検討する意義がある。